

令和元年5月29日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部観光振興課

観光センターの指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する観光センターにつきまして、令和2年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、5月23日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討した結果につきまして、以下のとおり、報告します。

施設名：宇治市観光センター	
現在の指定管理者：公益社団法人 宇治市観光協会	
公募・非公募	
非公募	理由 観光センターの設置目的である観光案内等観光振興について、平等院、宇治上神社をはじめとした寺社仏閣、地元商店街や観光関連団体との連携を含めて、公募する際には現行レベルのサービス水準を維持向上できるよう、調査・検討・検証をする時間が必要であり、3年を暫定期間として非公募とする。
指定期間 3年（令和2年度～令和4年度）	
利用料金制度	
導入無	理由 観光センター内の施設利用状況は、条例にて使用料が無料となる機関や団体が主に利用しており、料金収入の増加はそうした利用状況の取扱いの検討が必要であり、使用料収入も大きくないために、公募・非公募と合わせて検討を行う必要がある。
委員会 意見	非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当である。 暫定期間において公募に向けて前向きに検討されたい。